

△招 集

川越地区消防組合告示第一号

平成二十九年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年三月二十一日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十九年三月二十八日 午後一時  
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成二十九年三月二十八日 一 日 間



△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

荻窪 利 充 議員

桐野 忠 議員 を指名する。

三、日程第五については、平成二十八年十月五日以降受理した監査結果を報告する。

四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

六、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、これを実施する。

なお、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

平成二十九年三月二十八日 午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

平成二十九年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する

条例を定めることについて

日程第九 議案第三号 平成二十八年川越地区消防組合一般会計補正予算（

第一号）

日程第一〇 議案第四号 平成二十九年川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員（一三人）

第一番 小高 春雄 議員 第二番 山田 敏夫 議員

第三番 為水 順二 議員 第四番 片野 広隆 議員

第五番 荻窪 利充 議員 第六番 桐野 忠 議員

第七番 明ヶ戸亮太 議員 第八番 中原 秀文 議員

第九番 柿田 有一 議員 第一〇番 高橋 剛 議員

第一一番 近藤 芳宏 議員 第一二番 小林 薫 議員

第一三番 江田 肇 議員

△欠席議員（なし）

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 有山 誠一

消防局長 高野 春雄

次長 澤田 英司

川越北消防署長	岸 康 弘
川越中央消防署長	島 村 昭 仁
川越西消防署長	吉 田 和 広
川島消防署長	吉 田 敏 行
総務課長	谷 島 忠 雄
予防課長	橋 本 丈 夫
警防課長	志 村 和 宏
救急課長	秋 山 浩 利
指揮統制課長	安 田 勇 次

△議場に出席した職員

書記長	田 宮 修
書記	佐 藤 喜 幸
〃	武 笠 浩
〃	大 森 康 孝

△開 会（午後一時十八分）

○片野広隆議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十九年川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。  
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○片野広隆議長 直ちに会議を開きます。  
日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○片野広隆議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

（武笠 浩書記 朗読）

川消総発第一五七四号

平成二十九年三月二十八日

川越地区消防組合議会議長 片 野 広 隆 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について（通知）

平成二十九年本組合議会第一回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

二 川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

三 平成二十八年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

四 平成二十九年川越地区消防組合一般会計予算

○片野広隆議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○片野広隆議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第七一号

平成二十九年三月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 片野広隆

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、三月二十八日午後一時開会の川越地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第一五四〇号

平成二十九年三月二十一日

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、平成二十九年本組合議会第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

副管理者 飯島和夫

〃 栗原薫

会計管理者 有山誠一

消防局長 高野春雄

次長 澤田英司

平成二十九年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

〃 柴崎正治  
〃 比留間富雄

川越北消防署長 岸康弘

川越中央消防署長 島村昭仁

川越西消防署長 吉田和広

川島消防署長 吉田敏行

総務課長 谷島忠雄

予防課長 橋本丈夫

警防課長 志村和宏

救急課長 秋山浩利

指揮統制課長 安田勇次

△日程第四 会議録署名議員指名について

○片野広隆議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ  
た川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

萩窪利充 議員

桐野忠 議員

を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○片野広隆議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、平成二十八年十月五日以降、本日まで七件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第二七号

平成二十九年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

平成二十八年十月五日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年八月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三〇号

平成二十八年十月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三二号

平成二十八年十一月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年十月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三四号

平成二十八年十二月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三五号

平成二十八年十二月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第九十九条第四項の規定に基づき、川越地区消防組合の監査を執行したので、同条第九項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三九号

平成二十九年一月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について(報告)

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年年度十二月分  
例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四一号

平成二十九年二月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について(報告)

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年年度一月分例  
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第 六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

○片野広隆議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題といたします。

平成二十九年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

本件は、去る平成二十八年十月四日開会の第三回定例会において、地方自治法第百九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より、審査の経過並びに結果について報告を願います。

(柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇)

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、二月十三日、消防局三階講堂において、付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを審査いたしました。

初めに、川越地区消防組合消防基本計画(案)の消防庁舎の整備改修についてを議題として理事者より資料の説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、前回の会議で委員長より提案のありました消防局新庁舎等建設に関する提言(案)についてを議題とし、委員間で提言内容を取りまとめ、会議に諮りましたところ、全員異議なく提言のとおり本特別委員会閉会后、管理者へ提出することと決定いたしましたので、提言について御報告申し上げます。

消防局新庁舎等に関する提言

近年、地震や風水害など住民の暮らしを脅かす大規模な災害が多く発生している。こうした中、当組合においては災害時に住民の生命と財産を守るための重要な拠点施設である消防局庁舎が老朽化しており、新たな施設建設が課題となっている。新庁舎等建設について議論を深めるため、昨年組合議会に本特別委員会を設置し調査を進めてきた。調査の過程で、平成二十三年以降、新庁舎等建設に係る予算計上が見送られ、事業が先送りされていることや、建設用地の候補地などについても具体的に示されていない実態が明らかになった。消防局庁舎は災害時の活動における中枢拠点であるとともに、日常的な防災活動の拠点となる施設であり、老朽化への対応は急務であると考えられる。ついては、新庁舎等の建設について建設用地の選定や確保を含め、速やかに事業を推進することを提言する。

提言については、以上のとおりであります。

次に、今後の進め方について協議を行い、引き続き調査することに決定しましたので、委員長発議として本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における最重要課題であり、継続的に注視し続ける必要があるため、本件を地方自治法第九十九条第八項の規定に基づき継続審査とし、三月定例会終了後、精査したい旨、会議に諮りましたところ、全員異議なく本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。

平成二十九年三月二十八日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

○片野広隆議長 以上で、委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△管理者挨拶

○片野広隆議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 本日は、平成二十九年度の当初予算案を御審議いただきます第一回定例会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

先般の市長選におきまして、市民の皆様の御支援をいただき、引き続き川越市の市長とともに、本組合の管理者を担わせていただくことは、その職責の重大性を痛感するとともに、身の引き締まる思いであります。今後とも三十七万有余の市民、町民の安全確保に全力を尽くし、また、専心組合行政の進展に努力を重ねてまいり覚悟でございます。議員各位におかれましては、今後の組合の行政運営に対し、格別なる御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、御承知のとおり、川越市、川島町ともに厳しい財政状況ではございますが、平成二十九年度の当初予算案といたしましては、平成二十八年度の当初予算対比で五・二%増の五十三億一千三百三十九万八千円の予算規模となっております。

主な施策といたしましては、高規格救急自動車一台の新規整備のほか、救助工作車を初めとする消防車両の更新整備、消防資器材等の整備など、初期消防力の強化を図るとともに、救急救命士の養成、救急資器材等の整備など、救急業務体制の充実、高度化をより一層図っていくとさせていただきます。

また、平成二十九年度の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案並びに本年度の一般会計予算の補正がございます。

詳細につきましては、消防局長をして説明させていただきますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安心して暮らせる安全な地域づくりのため、全力で取り組んでまいりますので、今後とも安全、安心の確保という観点に立ちます組合行政につきましても、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。



結びといたします。

○片野広隆議長 以上で、管理者の挨拶を終わります。

△日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正することについて

○片野広隆議長 日程第七、議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する  
条例を定めることについて

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例  
を次のとおり定める。

平成二十九年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

（高野春雄消防局長登壇）

○高野春雄消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、川越地区消防組合消防  
本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきま  
して、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、川越市において町の区域が新たに画された  
ことに伴い、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改  
正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、消防署の管轄区域を規定する別表中、川越中央消防

署の項に豊田本一丁目、豊田本二丁目を加えようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を公布の日としようとするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し  
上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認め  
ます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件  
の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに  
決定いたしました。

△日程第八 議案第二号 川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する

条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第八、議案第二号、川越地区消防組合個人情報保護条例の一部  
を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることにつ  
いて

川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十九年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明をお願いします。

（高野春雄消防局長登壇）

○高野春雄消防局長 ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項に条ずれが生じたため、第二十一条第二項中、第二十八条を第二十九条に改めようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を平成二十九年五月三十日としようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第三号 平成二十八年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

○片野広隆議長 日程第九、議案第三号、平成二十八年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案第三号

平成二十八年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

平成二十八年川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第一条 歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ一千十三万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十億三千九百二十五万五千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第二条 地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

平成二十九年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明をお願いします。  
（高野春雄消防局長登壇）

○高野春雄消防局長 ただいま上程になりました議案第三号、平成二十八年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

議案書三の一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一十三万二千元を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十億三千九百二十五万五千元にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、三の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、地方債の補正は、三の三ページの起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、第二表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。続きまして、別冊の平成二十八年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書により御説明申し上げます。

初めに、四ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

常備消防費六百五十七万六千円の減額は、消防車両整備及び消防資器材整備に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

職員人件費につきましては、財源の内訳を補正しようとするものでございます。

次に、川越非常備消防費百三十五万六千円の減額は、川越市消防団消防車両整備に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

五ページに移りまして、川越水利施設費二百二十万円の減額は、川越市消防水利の増設に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページを御覧いただきたいと存じます。

負担金五千七百四十万五千円の減額は、消防組合負担金といたしまして、常備消防費の事業費の確定及び特定財源の追加に伴い、共通経費に係る川越市、川島町それぞれを負担金を減額しようとするものでございます。並びに、非常備消防費の事

業費の確定に伴い、非常備消防費に係る川越市の負担金を減額しようとするものでございます。

次に、物品売払収入八十七万九千円の追加は、不用品売払収入の確定に伴い、追加しようとするものでございます。

繰越金五千六百九万五千円の追加は、前年度剰余金といたしまして、剰余額の確定に伴い、追加しようとするものでございます。

三ページに移りまして、消防債四千六百九十万円の減額は、消防施設整備事業債といたしまして、消防ポンプ自動車三台、化学消防ポンプ自動車、高規格救急自動車各一台、救急車に積載する高度救命処置用資器材及び防火水槽一基に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、三千七百十九万九千円を計上いたしました。消防施設等整備費補助金といたしまして、消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、高規格救急自動車各一台、及び救急車に積載する高度救命処置用資器材の整備に係る国庫補助の採択に伴うものでございます。

以上、御説明申し上げます内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、六ページにございます附表一につきましては、地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。一質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件

の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第四号 平成二十九年川越地区消防組合一般会計予算

○片野広隆議長 日程第十、議案第四号、平成二十九年川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第四号

平成二十九年川越地区消防組合一般会計予算

平成二十九年川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五十三億一千三百三十九万八千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表地方債」による。

(一時借入金)

第三条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

平成二十九年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明(消防局長)

○片野広隆議長 提案理由の説明をお願いします。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 ただいま上程になりました議案第四号、平成二十九年川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書四の一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十三億一千三百三十九万八千円と定めようとするものとございます。

平成二十八年当初予算と比較いたしますと、割合にして五・二%、額にして二億六千四百一万一千円の増額となっております。人件費及び普通建設事業費の増額が主な要因でございます。定年退職者の増加、消防車両の更新整備等に伴う増額が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を四の二、四の三、ページの第一表歳入歳出予算のとおり定めようとするものとございます。

第二条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を四の四ページ、第二表地方債のとおり定めようとするものとございます。

第三条、一時借入金の借り入れの最高額を三億円と定めようとするものとございます。

それでは、別冊の平成二十九年川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

二ページを御覧いただきたいと存じます。

負担金の総額は四十九億七千二百三十万九千円を計上いたしました。

消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消

防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費から成る内容でございます。

次に、消防使用料は八十万円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまして、消防庁舎に設置されております自動販売機に係る見込み額でございます。

三ページに移りまして、消防手数料の総額は三百三万円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料に係る見込み額でございます。

次に、利子及び配当金は、百万五千円を計上いたしました。基金利子といたしまして、職員退職手当基金に係る見込み額でございます。

次に、物品売払収入一千円は科目の設定でございます。

次に、繰越金は五千万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

四ページに移りまして、預金利子一千円は科目の設定でございます。

次に、受託収入の総額は、一千六百八十六万円を計上いたしました。受託収入といたしまして、川越自警消防費、川越水防費から成る内容でございます。

次に、雑入の総額は一千五百九十二万円を計上いたしました。支弁金といたしまして、関越高速道路救急業務支弁、雑入といたしまして、川越市、川島町それぞれの消防基金支払金収入及び余剰電力売却収入等の見込み額でございます。

五ページに移りまして、消防債の総額は二億五千四百二十万円を計上いたしました。消防施設整備事業債といたしまして、高規格救急自動車二台、救助工作車、消防ポンプ自動車各一台、高度救命処置用資器材及び防火水槽の整備等に係る見込み額でございます。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。六ページを御覧いただきたいと存じます。

議会費の総額は、七百三十八万八千円を計上いたしました。消防組合議会議員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

七ページに移りまして、総務管理費でございます。一般管理費の総額は四百七十五万二千円を計上いたしました。特別職の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

次に、公平委員会費の総額は、九万一千円を計上いたしました。公平委員の報酬等に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、監査委員費の総額は、三十九万四千円を計上いたしました。監査委員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

九ページに移りまして、消防費でございます。常備消防費の総額は、四十五億五千二百四十八万七千円を計上いたしました。事業につきましては、職員人件費、火災予防対策、救急高度化及び消防車両整備等の常備消防に係る内容でございます。主な事業につきまして申し上げます。

職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費に係る所要額でございます。

次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利厚生及び給貸与物品等に係る所要額でございます。

次に、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び市町民の防火意識の高揚を図るための普及啓発に係る所要額でございます。

次に、消防車両整備につきましては、新規整備として高規格救急自動車一台、更新整備として救助工作車、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車各一台に係る所要額でございます。

次に、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成及び救急隊員の資質向上等にかかる所要額でございます。

次に、消防通信整備につきましては、高機能消防指令センター等の維持管理及び無線機の整備等に係る所要額でございます。

次に、川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の警防・救急・救助の各事業費につきましては、消防活動資器材の整備に係る所要額でございます。

十四ページに移りまして、常備施設費の総額は、一億四千七百五十九万九千円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費の各事業でございます。

十五ページに移りまして、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は、七千九百三十一万九千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防団の整備等、消防団運営に係る所要額でございます。

十六ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は、三千四百一十千円を計上いたしました。川島町消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防団の整備等、消防団運営に係る所要額でございます。

十七ページに移りまして、水利施設費でございます。

川越水利施設費の総額は、一億三千四十七万二千円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の設置及び維持管理、防火水槽一基の新設工事等に係る所要額でございます。

次に、川島水利施設費の総額は、二百四十八万一千円を計上いたしました。川島町に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。

十八ページに移りまして、自警消防費でございます。

川越自警消防費の総額は、一千二百三十万七千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務及び川越市自警消防隊資器材管理の各事業でございます。自警消防隊に対する補助金及び資器材等の維持管理に係る所要額でございます。

次に、水防費でございます。

川越水防費の総額は、四百五十五万三千円を計上いたしました。川越市水防団運営事務につきまして、水防団員の共済費、旅費等に関する所要額でございます。

二十ページに移りまして、公債費でございます。元金の総額は、三億二千七百七十九万五千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の元金償還に係る所要額でございます。

次に、利子の総額は、一千四百二十一万九千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の利子償還に係る所要額並びに一時借入金利子の見込み額でございます。

二十一ページに移りまして、予備費でございます。予備費といたしまして、四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページでございます。歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、二十二ページ以降にございます附表一及び附表二につきましては、給与費明細書及び地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきます。存じます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

中原秀文議員。

(中原秀文議員登壇)

○中原秀文議員 議長から発言のお許しをいただきましたので、議案第四号、平成二十九年川越地区消防組合一般会計予算について質疑をさせていただきます。

平成二十九年度の予算額は、五十三億一千三百三十九万八千円となっております。

数年の当組合の一般会計予算の総額は、五十億円規模であると認識をいたしております。本年一月の当組合管理者である川越市長改選後、初の予算措置となるわけですが、平成二十九年度の予算はこれまでと同様の予算措置となっているのか、それとも何か特筆すべき事業があるのか、あるとすればそれはどのような事業で予算規模はどれくらいか、まず、一回目の第一点目として伺いいたします。

次に、本年二月に三芳町で発生した大規模倉庫の火災において、川越地区消防組合からも応援に出動されたことは、我々議員にもお知らせいただいておりますが、第二点目として、消防組合管内に今回の大規模倉庫火災と同規模の倉庫はあるのか、また、このような応援につきましては、近隣の市町村との応援協定が結ばれていると思いますが、どのような形で協定が結ばれているのか。あわせて、それらの協定に関連する事業にはどのようなものがあり、平成二十九年度は幾らぐらいの予算規模となっているのか伺いいたします。

次に、立入検査について確認をさせていただきます。先ほど申し上げました三芳町で発生した火災と同規模の倉庫に対する立入検査を含め、平成二十八年度はどれくらい立入検査を行ったのか、また、そのうちどれくらいの不備、欠陥等の指摘があり、その中で是正措置がとられたのはどれくらいか伺いいたします。あわせて、立入調査関連で平成二十九年度は幾らぐらいの予算を計上し、どれくらいの数々の立入調査を行う予定であるか、第三点目として伺いいたします。

次に、火の見やぐらについて確認をさせていただきます。市民の方から伺ったことがあるのですが、地元の火の見やぐらの撤去を希望している地域もあるようです。現状、撤去に向けて物事を進めているのかも含めて、当組合内の火の見やぐらの状況はどのようなになっているのか、またあわせて、平成二十九年度は火の見やぐら関連ではどのような内容の事業があり、幾らぐらいの予算が計上されているのか、第四点目として伺いいたします。

次に、高層ビルにおける防火啓発や避難訓練等について確認をさせていただきます。昨今、高層ビルにおける防火啓発や避難訓練等について確認をさせていただきます。昨年六月の定例会の私の一般質問において、高層ビルに対する消防

行政の体制についてと題し、質問をさせていただきましたが、最近では生活における利便性から、高齢者がつい住みかとしてマンションを選ばれる方もふえていますと聞きます。一方、一般の一般質問では、全高層ビル九十五棟のうち、実に三二%にも及ぶ三十棟がはしご車が対応できないとの御答弁でした。

災害が発生した際、マンションなどの高層ビルではエレベーターが使えなくなる可能性が高く、その際、階段やベランダ等に設置してある避難はしごなどを利用して避難することになるわけですが、高齢者にとっては大変厳しい状況下にさらされるのではないかと思うわけです。

そこで、確認させていただきますが、本予算案には、マンションの住民や高層ビル内に事業所を置く企業に対する防火の啓発や避難訓練等に関する予算措置はとられているのか、とられているとすればどのような内容で幾らぐらい計上されているのか、第五点目として伺いいたします。

次に、消防庁舎移転について確認をさせていただきます。本年二月十三日に行われました管理者、副管理者との懇談会におきまして、管理者から、庁舎移転は平成三十六年度をめどに行いたいとの趣旨のお話を伺いました。第六点目として、消防庁舎移転は平成三十六年度を目途に物事を進めていくという考えであるとの認識でよいか、このことにつきましては管理者からお答えいただければと思います。

また、移転に際しては、消防局庁舎と川越北消防署を同時に同じ場所へ移転しようとして計画されているのか、伺いいたします。移転場所に関しても、特別委員会である議論がなされていますが、改めて確認をさせていただきますが、移転先の検討状況はどのようなになっているのか伺いいたします。あわせて、庁舎移転に関連する今年度の予算措置はどのようなになっているのか伺いをいたしまして、一回目といたします。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 平成二十九年度当初予算に係る主要な施策について御答弁申し

上げます。

救助工作車や高規格救急自動車を始めとする消防車両の整備、高度救命処置用資器材を始めとする消防資器材の整備など、初動消防力の強化を図るための経費、救急救命士の養成や救急隊員の資質向上など、救急業務体制の充実を図るための経費、一般住宅や事業所の防火体制の強化、危険物施設の安全対策の充実など、火災予防対策の推進を図るための経費、大東分署仮眠室増築工事の実施など、消防施設の強化改善を図るための経費を計上しております。特に、初動消防力を強化するための高規格救急自動車の整備につきましては、現有の十台に対し新たに一台を増車し、増加する救急需要に対応を図るとしております。

続きまして、消防局庁舎と川越北消防署の同時移転について答弁いたします。

消防局庁舎と川越北消防署を同時に移転したいと考えております。消防局庁舎は、消防職員、消防団員の充実した訓練施設として、また住民の防災意識の普及啓発施設として活用し、大規模災害時は迅速な初動体制の立ち上げと広域応援の受け入れさらに川越北消防署の人員が不足するような大規模な災害が発生した際は、日勤者の消防局職員が川越北消防署の資器材を活用し、災害活動に当たることが想定しておりますので、消防局と川越北消防署を同時に移転整備することが必要であると考えるところでございます。

続きまして、移転先の検討状況及び庁舎移転に関する今年度の予算措置につきまして御答弁申し上げます。

消防局庁舎は、川越市、川島町の防災拠点として効果的に機能する場所とするともに、伝統的建造物群保存地区及び川越市北部地域への消防力を維持しつつ、川越市東部地域を包括的にカバーできる場所を候補地の要件といたしております。川越市、川島町と協議してまいりたいと考え、具体的な候補地は決まっております。また、庁舎移転に関する平成二十九年年度の予算措置につきましては、具体的な候補地が決まっていないことから、予算措置はございません。

以上でございます。

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

三芳町で発生した今回の火災と同規模の倉庫について、消防応援協定並びに協定に関連する事業、平成二十九年年度の応援に係る予算規模についてでございますが、三芳町で発生した今回の火災と同規模の倉庫につきましては、当消防組合管内に二カ所ございます。

消防の応援協定につきましては、当消防組合では消防組織法第三十九条を根拠に、隣接する消防組合等とそれぞれ単独で消防相互応援協定を締結しております。消防相互応援協定は、協定締結団体の管轄区域へ応援出動するものでございます。また、埼玉県内全ての消防組合等と埼玉県下消防相互応援協定を締結しており、これは埼玉県全域に応援出動するものとなっております。

さらに、消防組織法第四十四条を根拠に、全国へ応援出動する緊急消防援助隊があり、当消防組合では消火小隊五隊、救助小隊二隊、救急小隊三隊、後方支援小隊二隊を緊急消防援助隊として登録しております。

さらに、関連する事業といたしましては、埼玉県内では関越自動車道で大規模交通事故を想定した訓練、大規模鉄道災害を想定した訓練、集団災害を想定し、埼玉DMATと連携した訓練を毎年一回実施しております。緊急消防援助隊においても毎年一回、合同訓練を実施しており、今年度、関東地区では栃木県を主催県と想定した訓練を二日間にわたり実施いたしました。

また、応援に対する費用負担につきましては、消防相互応援、埼玉県下消防相互応援は、原則として応援側が費用を負担することとなっております。緊急消防援助隊につきましては、出動した隊員の勤務諸手当、燃料費等が交付負担金として、後日、国から交付される体制となっております。応援に必要な経費につきましては、平成二十九年年度予算案に長時間の応援派遣時における隊員の食糧費を十六万四千四百十四円計上しております。

以上でございます。



(橋本丈夫予防課長登壇)

○橋本丈夫予防課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

立入検査についてでございますが、今年度、平成二十九年二月二十八日現在で一般の防火対象物の立入検査につきましては、三芳町で発生した火災と同規模の倉庫二件を含め、五百九十件実施し、四百八件に指摘ございました。主な指摘内容につきましては、防火管理者未選任などの防火管理面が約四三%、誘導灯の不点灯など設備面の維持管理が約二七%となっております。是正状況でございますが、指摘内容の全てが是正された件数は、四百八件中二百三件でございます。

危険物施設を保有する事業所の立入検査につきましては、九十五件実施し、八十三件の指摘ございました。主な指摘内容につきましては、建物等の構造、設備の維持管理が約四六%となっております。是正状況でございますが、指摘内容の全てが是正された件数は、八十三件中七十七件でございます。指摘の是正されていない防火対象物等につきましては、継続指導し、是正に向け取り組んでいるところでございます。

続きまして、平成二十九年立入検査に係る予算につきましては、立入検査に向する職員の知識や技術を向上するための研修受講費用として十二万円、書籍、立入検査結果通知書及び危険物輸送車両検査事務所等の費用として約四十八万円を計上しております。

続きまして、平成二十九年防火対象物及び危険物施設を保有する事業所の立入検査の予定件数につきましては、約九百件でございます。

続きまして、高層ビルにおける防火啓発や避難訓練等に関する予算措置についてでございますが、マンションや高層ビルの防火啓発や避難訓練等に限定した予算措置はしておりませんが、防火教室や自衛消防訓練の際に配布する火災予防に関するパンフレットを購入するための予算として、約十五万円を計上しております。

以上でございます。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

当組合管内の火の見やぐらの状況につきましては、平成二十九年三月一日現在、川越市内の火の見やぐらは四十四基、川島町につきましては、町の予算で対応しておりますので、状況につきましては把握しておりません。平成二十九年の川越市の火の見やぐら関連の事業内容及び予算につきましては、川越市自警消防隊運営事務といたしまして、修繕費四十一万一千円を計上しております。火の見やぐら四基の塗装修理を見込んでおります。

次に、火の見やぐら等の財産区分には二種類ございまして、川越市所有のもの自治会所有のものがございます。川越市所有となっております火の見やぐらの対応につきましては、工事請負費として八百万円を計上しております。火の見やぐら等の撤去工事として、川越市所有の三カ所の撤去を見込んでおり、また、一カ所分の緊急工事に対応しようとする経費も見込んでございます。

次に、自治会所有のものにつきましては、補助金として百万円を計上しております。川越市火の見やぐら等解体撤去補助金交付要綱に基づき、自治会所有の火の見やぐら等を解体撤去した際の補助として、二基分を見込んでおります。

以上でございます。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 御答弁申し上げます。

消防庁舎移転の时期的めどについてでございます。平成三十六年度に消防指令センターが十年を経過し、更新の時期を迎えることから、消防指令センターの更新整備に間に合うように、平成三十六年度までに移転整備ができるよう具体的に検討を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

(中原秀文議員登壇)

○中原秀文議員 それぞれの質疑にるる御答弁をいただきました。

平成二十九年予算の特筆すべき点として、高規格救急自動車を追加で配備され

ることでした。当組合地区の住民の皆様の生命を守るために、大いに活躍いただくことを期待したいと思います。

応援協定につきましては、隣接地域、県内、全国レベルでの協定などがあること、また、これに関連して関越自動車道や鉄道における災害などの訓練も実施されていることなど、広域での協力により住民の皆さんの生命、財産が守られているということを理解させていただきました。

また、立入検査につきましては、四百八件の指摘事項があり、全てが是正されていない事業所もいまだ多く存在し、継続して指導を行っているという御答弁でした。できるだけ多くの指摘事項が是正されるよう努力されることを期待したいと思います。

火の見やぐらに関しましては御答弁をいただきました。地域住民の皆さんの御要望もあると思いますので、しっかりと確認をしながら進めていただければと思います。

消防局庁舎移転に関しましては御答弁をいただきました。消防局庁舎の移転は、管理者の答弁から、平成三十六年度までに実現できるよう検討を進めていきたいというお考えを示していただきました。また、消防局と川越北消防署を同時に移転整備をする計画であるが、移転先に関しては、まだ具体的な候補地は決まっていないということも確認させていただきました。

二回目の第一点目として、平成三十六年四月に供用開始するとすれば、用地取得や基本設計、実施設計などを含め、どのようなスケジュールで進めることになるのか、確認をさせていただければと思います。

また、市民の方から、消防庁舎を市民グラウンドに移転するような話を聞いたが本当か、市民グラウンドがなくなると困るんだけれどもという趣旨の問い合わせが私のところにも届いております。移転先の候補地に川越市の市民グラウンドも候補として挙げられているのか、あわせて確認をさせていただければと思います。

次に、御答弁では、マンションの住民や高層ビルの事業所への防火啓発や避難訓

練等に関しては、火災予防パンフレット等の購入予算約十五万円を計上しているけれども、余り対応が図られていないということだったかと思えます。当組合内におきましても、高齢化が進む高層マンションがふえる中、さまざまな対応を検討する必要がありますと思いますが、当組合としては今後どのように取り組んでいくつもりなのか、第二点目として川越地区消防組合としてのお考えをお聞かせいただければと思います。

また、高層ビルで万一災害が発生した場合の対応で、早期の情報収集は大変重要な作業になるかと思えます。立地によっては、はしご車が近づけない場合もあることですので、一つの対応策としてドローンの活用を考えてみてはいかがかと思えます。

近年、ドローンに関しては不適切な利用をする人がいて、規制が強化されてきているわけですが、一方、昨日の雪崩の事故の対応でも使われていましたように、災害の際などに活用する事例も出てきているようであります。

鎌倉市消防本部は、今月の一日、春の火災予防訓練において、研究の一環としてドローンを活用した訓練を行ったようです。訓練は、リハビリ施設で火災が発生した想定で行われ、鎌倉市消防本部の消防司令の指示に従って、ドローンにより訓練の模様を上空から映像で記録するとともに、現場から離れた大船消防署に中継映像を送られたようであります。

訓練の間、現場上空のドローンはその状況を淡々と記録して、屋上の逃げおくれた負傷者の発見から救出までの確に記録していたようでもあります。今後のドローン活用について、担当消防司令は、まだ研究段階で何とも言えないが、災害現場の状況把握がリアルにできるといふ点でも利点は大きい。導入するのなら隊員にもドローン操縦ができるように訓練したいと、積極的に活用する方向での考えを示されたようです。

また、今回、ドローンが現場から離れた大船消防署に中継画像を送ったことについて、将来的には現場からの映像を本部で確認しながら指示を出せるところまで持

っていききたいと、担当消防司令は災害現場でのドローンの有効性についても示されたようです。

そのようなことも踏まえまして確認をさせていただきたいと思いますが、平成二十九年年度予算において、ドローン活用研究のために活用できる予算項目はあるか、あるとすればどの項目で幾らぐらいの予算になるのか。あわせて、ドローン活用についての当消防組合の考え方を第三点目として伺いたいしまして、質疑といたします。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 消防局庁舎の供用開始までの今後のスケジュールと、消防局庁舎の移転先の候補に川越市の市民グラウンドも候補として挙げられているかについて御答弁申し上げます。

仮に平成三十六年四月に供用開始するとういたしますと、用地取得や基本設計及び実施設計などを含め、平成三十二年度を目安に進めることになるものと考えられます。

また、市民グラウンドにつきましては、先ほども御答弁申し上げました候補地の要件を十分満たすものと考えられますが、具体的に候補地として検討に至ってはおりません。

以上でございます。

(柴崎正治次長登壇)

○柴崎正治次長 高層マンションへの防火啓発や避難訓練等についての対応について御答弁申し上げます。

初めに、高層マンションへの防火啓発についてでございますが、消防組合の広報紙であります「虹のマーチ」に消防用設備等の取り扱い方法を連載形式で掲載しております。また、消防組合のホームページにつきましては、マンションなどに設置されている主な消防設備を先週末に掲載させていただきました。

次に、避難訓練の対応についてでございますが、現在は自衛消防訓練や防火教室

等の訓練指導の機会を捉え、避難方法及び消防用設備の使用方法等のお話をさせていただいております。今後、高齢化が進む中、建物の形態に合わせ、より安全に避難ができるようわかりやすく伝える方法を検討してまいります。

以上でございます。

(比留間富雄次長登壇)

○比留間富雄次長 御答弁申し上げます。

ドローン活用研究のための予算項目、ドローン活用についての消防組合の考え方についてでございますが、平成二十九年年度予算においてドローン活用研究のための予算項目はございません。現在、当消防組合では、埼玉県防災ヘリコプターから映像を直接受信できる体制を構築しており、消防指令センターと現場指揮本部で災害の映像をリアルタイムに確認することが可能でございます。

近年はドローンの性能の向上が目覚ましいことから、カメラ機能や搬送能力の向上が図られつつあると認識しており、注目しているところでございます。ドローンはヘリコプターに比べ、小回りがきく利点があることから、火災や水害時における上空からの情報収集は有効でございます。また、消防隊員が救助に向かうまでの間に、要救助者に防護マスクやライフジャケットを届けるなど、今後は消防活動に有効活用できるようになる可能性もあると考えております。その反面、操縦者の育成、関係法規習得、墜落リスク管理、運航管理体制構築など解決しなければならない問題も存在します。

当消防組合といたしましては、他市消防本部の状況と今後のドローンの性能の向上を見据えながら、導入について検討していききたいというふうに考えております。以上でございます。

○片野広隆議長 暫時休憩いたします。

午後二時十八分 休憩

午後二時二十三分 再開

○片野広隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 前議員に引き続きまして、議案第四号、平成二十九年一般会計予算について質疑を申し上げます。

消防行政は大変専門的な職務を行うところでございます。先ごろ、私どもに示されました川越地区消防組合消防基本計画の中には、こうした分野について基本方針として、消防組織体制の整備充実ということが示されております。その中には、組織体制の整備と人材育成ということで、人間をどういうふう組織し、育成していくかということが示されているわけでありまして。

管理者が御挨拶の中でも言っていましたけれども、消防行政に求められる役割は大変多様化し、また、その中でも大変高度化しているという状況があるものというふうに承知をしております。消防だけでなく、人材の育成というのは大変に時間がかかり、そしてお金もかかるものだというふうに思います。さまざまな行政を進展させる施設整備ですとか具体的な施策とは別に、外から非常に見えにくい部分もあるものだと思いますが、逆に住民にとってはその職務を行う人から受ける影響というのは、逆に非常に大きなものを占めているというふうに考えるわけでありまして。

そこで、平成二十九年一般会計予算の中で、新年度行われるこの当組合におけるさまざまな職員がどのような形で研修や、それから人材を外部に派遣をされるかということについてお伺いをしたいと思います。主な職員研修の目的、それから対象者、どういった方々を派遣されるのか。それから、どれくらいの期間、派遣をされるのか。それに加えて、どれだけの人員を派遣されるのか。この点について幾つかの所管があると思いますので、所管ごとにお伺いをしておきたいと思っております。以上、一回目といたします。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

総務課の主な研修といたしましては、消防大学校、埼玉県消防学校、人事交流として、埼玉県、川越市への研修派遣等でございます。

消防大学校につきましては、消防に関する高度の知識及び技術を総合的または専門的に習得させるため、管理職または各消防隊の隊長を対象とした約二カ月間の研修で、平成二十九年は総合教育一人、専科教育四人、実務講習等三人の計八人の入校を見込んでいます。

埼玉県消防学校につきましては、消防の任務を正しく理解させるとともに、資質の向上、知識、技術を習得させるため、採用職員及び各消防隊の隊員等を対象とした初任教育は六カ月、専科教育は約一カ月の研修で、平成二十九年は初任教育九人、専科教育十七人、幹部教育二人、特別教育四人の計三十二人の入校を見込んでいます。

埼玉県につきましては、防災航空隊員として防災業務の幅広い知識と技術を習得するため、救助隊員の経験を有し、救急隊員の資格を有する者を埼玉県防災航空センターに一人、三年間研修派遣を見込んでいます。

川越市につきましては、川越市の実務を通じて防災教育を習得するとともに、川越市との防災に係る連絡調整を密にするため、次長一人を防災危機管理担当に一年間、また、川越市の実務を通じて事務を習得するため、副主任一人を総務部総務課に二年間研修派遣を見込んでいます。

また、研修終了後の配置等につきましては、各種研修の効果を十分に発揮できるように配慮しております。

以上でございます。

(秋山浩利救急課長登壇)

○秋山浩利救急課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

救急課の主な研修といたしましては、救急救命士の新規養成と救急隊員の研修等でございます。救急救命士の新規養成につきましては、救急活動の充実を図る目的で平成二十九年は二人を見込んでおり、研修期間は約七カ月間でございます。

次に、救急隊員の研修といたしましては、救急活動に関する知識と技術の向上を目的として、五十三人に対し年間三十二時間の病院研修を見込んでおります。また、高度な応急処置が実施できる体制を図るための病院研修といたしまして、気管挿管、認定救急救命士など、研修期間四日間から約三カ月間の研修を合わせて十二人を見込んでおります。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。二回目の質疑を申し上げます。

それぞれ御答弁いただいた中で、職員研修についてさまざまいただいたわけですが、まず、消防大学校については、幹部の教育、それから消防隊員の隊長というところで、かなり高度なものだというふうに承知をしております。加えて、消防大学校は希望しても、なかなか全て入れるというわけではなからうかなと思いますので、行ける時期に行ける方々というのは、大変貴重な経験を持って帰ってこられるかなと思います。ここにいらつしやる幹部職員の中でも、消防大学校の経験をたくさんして帰ってこられた方々が多いかと思えます。

冒頭、管理者の挨拶の中で、専心組合行政の進展という言葉がございました。専心的な役割を担うには、こういった消防大学校のようなところに行つて、人事交流も含めて全国の先進的な事例を持って帰ってくる。そして、それをもとに幹部職員として役目を果たしていったりだとか、専門的な部分の中核を担う職員になつていくことが求められているんだなというふうに、改めて感じるところであります。

基本方針などを具体的に拝見させていただくと、そうしたことが川越市としても持ち帰ってきたものをもとに、住民に信頼される消防行政組織を充実させるということと、職員教育を充実させるということを両立して図らなければならないということ、その役割は非常に大きいというふうに考えます。

今お話をした消防大学校に行かれた方々は、幹部になるということが求められてくるかなと思いますが、こういったことがきちんと図られれば、具体的な施策も進

んでいくものではなからうかというふうに感じるわけです。さまざまな知識を生かして、いろいろな政策の企画部分を担っていったり、さまざまなか所で求められるところの作戦の立案などを担っていくというような役割です。こういったことが継続的に行われることは非常に大事ですし、御答弁にあつたとおり、行った経験に適した人事配置が求められるかなと思います。

同様に、川越市や埼玉県に対しても人事派遣をされるということで、こうした方々はそういった行政機関との連絡調整、また人間的な交流ができることになると思いますので、そういった役割をしっかりと活かしていただきたい。

特に副主任が、これから総務課に派遣研修をされる方がいらつしやいますけれども、こういった方々は具体的なさまざまな方針が出たわけですが、この実施計画などに関しても、具体的な、総務的な知識を習得されてこられるわけですから、こういった具体的な実務上にも生かしてもらえると。こういった方がふえてこない、実際には消防の専門的な知識とは別に、行政としての政策立案能力が今後、先ほどさまざま議論がありましたように、新庁舎の建設ですとか求められる役割が総務的なものが非常にふえてくると思いますので、そういったことの実務がきちんとできるような職員が必要ではなからうかなと、この点は指摘をさせていただきたいと思えます。

そのほか、新任教育や専科教育ということで、消防は特に専門的な、非常に専門的ということで、内部の研修だけではどうしても足りないということで、これは全国的にもきちんと養成機関を設けて研修をするということで、消防の行政の進展が図られていると思えますので、こういった人たちがきちんと研修を受けて、長く消防職員として働いてもらうことは、非常に有用だと思えますので、そうしたことを系統的に、引き続き行つていただきたいというふうに思います。

さて、救急についても御答弁がありました。この時期、新年度は学校などを卒業して新しい職場だとか、新しい学校、社会に巣立って行かれる方が大変多い時期でもあります。そういった方々が今後どういった形でステージアップをしていく

のか。特に救急救命士などは、救助の能力と救急に関する専門的な能力ということ、いろいろな能力を身につけなければいけません。その場合にどういった形のステップアップの方法があるのか。最初に消防に入ってからさまざま学んでいくのか、それとも救急の知識も必要ですから看護師などの訓練とかをして、そういったルートから救急救命士になるのか、そういった形のコースがいろいろあると思いますけれども、どういった形で救急救命士の職員の方々に最終的にはなされるのか。

こういったステップアップがどういうふうな形で行われるのかということが、これから新しいところに向かわれる若い方にとっては非常に注目すべき、考えるべき視点になるかなというふうに思いますので、そこで二回目の第一点目として、救急救命士になるための過程と平成二十九年度の派遣計画はどのようになっていくのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

最後に、先ほどからお聞きをしましたところ、研修とはいっても一日どこかの講義を聞くような研修ではなくて、高度に専門的な知識ですから、例えば救急であれば病院に行って具体的に実務の研修を行ったりだとか、かなり長い期間の研修がございます。それから、消防大学校やさまざまな分野、機関とのやりとりに関しても、期間としては非常に長い期間の研修になると思います。職員の数も限られる中、お聞きした範囲では、かなり多くの時間や人数がそこに割かれると思いますけれども、こうしたところが滞りなく行われるのか、こういった計画を適切に通常業務に支障のない形で行われるように、どのような配慮をなされているのかお伺いをいたしまして、私の質疑といたします。

(秋山浩利救急課長登壇)

○秋山浩利救急課長 救急救命士になるための過程と平成二十九年度の派遣計画につきまして御答弁申し上げます。

救急救命士として活動するためには、救急救命士国家試験に合格することが必要となりますが、その受験資格は大きく分けて二つございます。一つは、高等学校等を卒業後、大学または専門学校で二年以上必要な知識及び技能を習得する方法と、

もう一つは、消防職員として採用の後、消防学校での救急業務に関する二百五十時間以上の講習を受講後、五年または二十時間以上救急業務に従事し、六カ月以上養成所において必要な知識及び技能を習得するものでございます。平成二十九年度は、埼玉県消防学校救急救命士養成課程に一名、救急救命東京研修所に一名の派遣を予定しております。

以上でございます。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 長期間にわたる研修に対し、勤務体制をどのように対応しているかにつきまして御答弁申し上げます。

あらかじめ研修派遣を見込んでいる者につきましては、所属内で長期研修が重複しないよう配置を考慮しております。また、一人でも多くの者に研修の機会が見込めるように配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○片野広隆議長 他に御質疑ありませんか。

高橋剛議員。

(高橋 剛議員登壇)

○高橋 剛議員 上程されました平成二十九年度川越地区消防組合一般会計予算に対しまして、質疑を行わせていただきます。

私からは、来年度に向け、市民、町民の命と財産を守る職責を担っていただいております消防組合職員の皆さんの健康を守る視点で、職員の健康管理と労働条件について、来年度予算に基づく事務事業にどのように反映されているのか、何点かお尋ねをさせていただきます。

日ごろの職員の健康状態の維持と疾病の把握は、基本的事項として重要と考えられますが、まず、一点目としまして、職員の健康診断の実施状況はどのようになっているのか。また、平成二十九年度の実施予定はどのようになるのかお尋ねをいたします。

災害にいかに対応するかという、大変負荷のかかる、ストレスを伴う特別な任務を担ってられる職員の皆さんの良好な健康状態は、市民の命や財産を守る上で欠かせない条件と考えます。労働安全衛生法の改正に伴い、労働者五十人以上の職場にはストレスチェックを行うことが義務化され、昨年十一月末までに実施することとされてまいりました。川越地区消防組合もその対象となっているかと思われませんが、二点目といたしまして、今年度導入されたストレスチェックの実施状況はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、基本的なことではありますが、来年度における消防組合職員の勤務体制はどのようなになっているのか、三点目としてお尋ねをいたします。

今、多くの職場では心の健康、メンタルヘル스에課題を抱え、働き続けることが困難になる労働者の動向が伝えられております。中には、長期の休職に至る場合や退職を余儀なくされるケースもあるようであります。四点目としまして、川越地区消防組合において長期休職となっている職員はどのくらいおられるのか、その原因はどのようなものかお尋ねをいたします。

メンタルヘルスを損なう要因の一つとして、長時間労働が指摘をされております。五点目としまして、消防組合において時間外勤務の多い部署とその要因、時間外勤務が最も多い職員の時間と部署はどこかお尋ねをしたいと思います。

所定の休日とは別に、休みたいときに休暇を取得することは、良好なメンタルヘルスを維持する上で重要と考えますが、質疑の六点目としまして、職員の年次有給休暇の取得率はどのような状況となっているのか、お尋ねをいたします。

消防での勤務は、定年の六十歳まで働きますと四十年前後の勤務歴になります。ぜひ健康な状態で定年を迎えていただきたいと願うところでありますが、さまざまな事情で中途退職されるケースもあるかと思われまます。職員の採用、退職に関連しまして、質疑の七点目に、定年前退職の動向はどのようなになっているのか。また、今年度の退職者と来年度の新規採用者数はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

以上、一回目の質疑といたします。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 職員の健康診断の実施状況並びに平成二十九年度の実施状況につきまして御答弁申し上げます。

健康診断につきましては、全職員を対象にした健康診断を年一回、隔日勤務者はさらに特別健康診断を年一回実施しております。なお、未受検者につきましては、個人で人間ドックを受診しております。平成二十九年度の実施予定でございますが、本年度と同様に定期健康診断一回、特別健康診断一回を見込んでおります。

続きまして、今年度導入されましたストレスチェックの実施状況につきまして御答弁申し上げます。

労働安全衛生法の改正に伴い、労働者が五十人以上いる事業所では、平成二十七年十二月から毎年一回のストレスチェックの実施が義務づけられたことに伴い、本消防組合では平成二十八年八月十八日にストレスチェック制度実施要領を策定し、九月に業務委託締結、十一月に全職員を対象にストレスチェックを実施したところでございます。

続きまして、職員の勤務体制につきまして御答弁申し上げます。

八時三十分から十七時十五分までの普通勤務と、八時三十分から翌八時三十分までの隔日勤務という勤務体制となっております。内訳といたしまして、平成二十九年度の配置では、普通勤務者九十五名、隔日勤務者三百三十三名を見込んでおります。再任用職員につきましては、二年目五名、三年目一名、四年目五名の計十一名を普通勤務への配置として見込んでおります。

なお、臨時職員の配置につきましては、見込んでおりません。

続きまして、長期休職となっている職員数とその原因につきまして御答弁申し上げます。

長期休職である病気休職の定義でございますが、結核性疾病の場合は一年以上、精神系疾患、脳血管疾患、悪性新生物及び心臓疾患の場合は百八十日以上、公務及

び通勤上の負傷または疾病を除くその他の負傷または疾病は九十日以上となっておりまして、現在一名が病気休職となっております。理由といたしましては、私的交通事故、重傷によるものでございます。

続きまして、勤務時間の多い部署とその要因、時間外勤務が最も多い職員の時間数につきまして御答弁申し上げます。

時間外勤務が多い部署につきましては、予防課でございます。主な理由といたしましては、違反對象物の公表制度に係る事務、消防同意に係る事務及び危険物施設に係る許可申請に係る事務でございます。時間外勤務が最も多い職員は総務課の職員で、月平均四十一時間の時間外勤務でございます。

続きまして、年次有給休暇の取得状況につきまして御答弁申し上げます。毎年付与されます年次有給休暇二十日を基準といたしまして、過去三年の取得割合につきまして御答弁申し上げます。

平成二十六年の職員全体の平均取得割合は七一％となっており、このうち普通勤務者の平均取得割合は五三・五％、隔日勤務者の平均取得割合は七六％となっております。平成二十七年の職員全体の平均取得割合は六六・五％となっており、このうち普通勤務者の平均取得割合は五七％、隔日勤務者の平均取得割合は六九％となっております。平成二十八年の職員全体の平均取得割合は六六％となっており、このうち普通勤務者の平均取得割合は五三％、隔日勤務者の平均取得割合は七〇％となっております。

続きまして、定年前退職の動向及び今年度の退職者と来年度の新規採用者数につきまして御答弁申し上げます。

定年前退職者につきましては、平成十九年度から平成二十三年度の間は二名程度で推移しておりまして、平成二十四年度以降はございませんでした。今年度の退職者は四名でございます。来年度の新規採用者数は、平成二十八年度退職者等四名及び平成二十八年度欠員二名を合わせた六名を予定しております。

以上でございます。

(高橋 剛議員登壇)

○高橋 剛議員 それぞれお答えをいただきました。引き続き二回目の質疑を行わせていただきます。

義務化されたストレスチェックについてお答えをいただきましたが、このストレスチェックは基本的に本人の同意なしに受診結果は利用者に伝わらない、いわばセルフケアの制度とされております。一方で、どの程度職場におけるストレスが高いかをチェックするものでありますので、集団分析を通じて職場環境の改善に役立てていくことが求められております。

質疑の二回目の一点目といたしまして、実施されたストレスチェックの結果を生かすため、今後どのように対応していくお考えか、見解をお伺いしたいと思います。時間外勤務の現状についてもお答えをいただきました。部署としては予防課で時間外勤務が多かったこと、また、職員は総務課の職員が月平均四十一時間で一番多かったこととあります。今、電通の女性社員、高橋まつりさんが過労自殺をされたことをきっかけに、長時間労働、残業規制が喫緊の課題となり、国での議論が進められております。残業規制の整備を待つまでもなく、時間外勤務の削減は各事業所、各職場において進められるべきと考えますが、二点目といたしまして、時間外勤務削減について今後どのように対応するお考えか、見解をお伺いしたいと思います。

年次有給休暇の取得率についてお答えをいただきました。事前に伺ったお話では、川越地区消防組合は、他地区に比べて取得率は高いほうであるということでありましたが、年休を消化し切れずに流れてしまっている現状もあるようですので、取得率の向上に努めていただきたいと御指摘をさせていただきます。

質疑の最後に、消防という崇高な職務に当たられておられる職員を預かる消防局長にお伺いをいたします。

職員の健康維持、増進は、ひいては市民、町民の命と財産を守ることにつながる。言いかえれば、職員の健康なくして市民、町民の命は守れないとも言えるのではな



いかと考えますが、川越地区消防組合職員が今後も健康で働き続けるための条件整備について、当組合としてはどのようにお考えになるのか見解をお伺いいたしまして、私の質疑といたします。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 ストレスチェックの結果を生かすための対応につきまして御答弁申し上げます。

ストレスチェックの個人ごとの結果を把握することはできませんので、所属ごとのストレスチェック分析結果を参考に、適正な人員配置などに向け取り組む予定でございます。

続きまして、時間外勤務削減の対応につきまして御答弁申し上げます。

時間外勤務適正化の方策に基づき、管理職員のさらなる時間外勤務適正化の意識の向上に取り組む予定でございます。また、来年度より導入を見込んでおります普通勤務者を対象とした出退勤システムにより、退庁時刻などが管理できることから、超過勤務の状況を正確に把握することができ、時間外勤務の削減が期待できるものと考えております。

以上でございます。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 職員が今後も健康で働き続けるための条件整備につきまして御答弁申し上げます。

本年度より導入されましたストレスチェックの分析結果、及び毎年実施しております自己申告書を活用し、適正な職員配置等に努めるとともに、来年度に導入を見込んでおります普通勤務者を対象とした出退勤システムを活用し、業務管理体制を整備するなど、職員が今後も健康で働き続けるための条件整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○片野広隆議長 他に御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いた

します。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△追加議案提出

○片野広隆議長 管理者より追加議案の送付がありましたので、追加議案の提出書を書記をして朗読いたさせます。

(武笠 浩書記 朗読)

川消総発第一五七五号

平成二十九年三月二十八日

川越地区消防組合議長 片野 広 隆 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

追加議案の提出について(通知)

平成二十九年本組合議会第一回定例会に、次の議案を追加提出いたします。

記

- 一 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 二 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

△日程追加

○片野広隆議長 お諮りいたします。ただいま追加になりました二件を日程第十一及び第十二として日程に追加し、これを議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、それぞれ日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第一一 同意第一号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○片野広隆議長 日程第十一、同意第一号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

同意第一号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求めらる。

川越市小仙波町二丁目四十番地十二

大 野 英 夫

昭和二十四年九月十六日生

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（管理者）

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

（川合善明管理者登壇）

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第一号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員大野英夫氏が本年四月一日をもって任期満了となりますが、ここに同氏を再任したいと考えますので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により議会の御同意を求めらるものであります。

同氏は、昭和二十四年生まれで、川越市小仙波町二丁目に御在住であります。昭和四十八年に川越市に就職され、総務課長、総務部参事、健康福祉部次長、市民部次長、経営管理部長、本組合消防局長を経て川越市副市長を務められ、平成二十五年四月から本組合公平委員会委員としてその職に当たられている、人格が高潔で、かつ深い識見を有している方であります。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。これより本件の採決を行います。

本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

△日程第一二 同意第二号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○片野広隆議長 日程第十二、同意第二号、公平委員会委員の選任につき同意を求めらるることについてを議題といたします。

同意第二号

公平委員会委員の選任につき同意を求めらるることについて

次の者を本組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求める。

川越市かわつる三芳野一番地(二一―五〇三)

中 島 美 砂 子

昭和四十三年一月三十一日生

平成二十五年三月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(管理者)

○片野広隆議長 提案理由の説明をお願いします。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 ただいま上程になりました同意第二号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由の御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員中島美砂子氏が本年四月一日をもって任期満了となりますが、ここに同氏を再任したいと考えますので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により議会の御同意を求めるものであります。

同氏は、昭和四十三年生まれで、川越市かわつる三芳野に御在住であります。現在、弁護士及び公認会計士として御活躍され、また、川越市公務災害補償等審査委員会委員、川越市情報公開・個人情報保護審査会委員を務められており、平成二十五年四月から本組合公平委員会委員としてその職に当たられている、人格が高潔で、かつ深い識見を有している方です。

議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入ります。これより本件の採決を行います。

本件を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

△日程追加

○片野広隆議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第十三として日程に追加し、これを議題とし、実施したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十三として日程に追加し、これを議題とすることに決定いたしました。

△日程第一三 一般質問について

○片野広隆議長 日程第十三、一般質問についてを議題といたします。  
発言を許可します。

近藤芳宏議員。

(近藤芳宏議員登壇)

○近藤芳宏議員 議長から発言のお許しをいただきましたので、通告をしております。住民防災意識の啓発について質問させていただきます。

本年三月十一日で東日本大震災から六年が経過しました。その間、熊本地震や鳥取県中部地震などの発生があり、今や日本列島においては、どこで、いつ大地震が

起きるか予想ができない状況にあり、国内外を問わず防災・減災の意識が高まりを見せています。

本川越地区消防組合では、特に火災予防対策の推進ということで住民防火意識の高揚を図られているものと理解しています。防災意識の向上に向けて、さまざまな主体の連携が言われております。東日本大震災においては、地域住民のみではなく、事前から地域の企業等が連携した取り組みが生かされた事例があったことから、防災教育、防災啓発に当たっては、行政内部、学校、地域、企業など、さまざまな主体が連携した取り組みを推進する必要があると考えます。

そこでお伺いします。一点目に、川越地区消防組合として住民防災意識の啓発についてどのような取り組みを行っているのか、また、川越市や川島町とはどのような連携しているのか。特に二〇一一年三月十一日以降、六年間において特徴的な取り組みはあるのかお伺いします。

続いて、児童生徒に対する防災教育などに関して、二点目として、火災予防対策の推進における学校との連携では、どのようなことを行っているのかお伺いします。次に、先ほどの協議会で、平成二十九年度から平成三十八年度を期間とする川越地区消防組合消防基本計画をお示しいただきました。その中には、個別事業計画として住宅防火対策の推進があり、施策目標として住宅用火災警報器設置率について、中期目標として平成三十三年度までに九〇%、長期目標として平成三十八年度までに一〇〇%を目指すとしております。

そこで、三点目に、住宅用火災警報器の未設置世帯に対してどのように普及推進をしているのか、また、設置世帯の最近十年間の推移はどうか。

四点目に、住宅用火災警報器の設置済み世帯に対する維持管理の促進について、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

続いて、事業所に対する火災予防対策の推進についてですが、五点目に、事業所における自主防火管理対策として、どのような支援をしているのかお伺いします。

次の質問に移らせていただきます。

先日、川越市民の方から、防災に関して気軽に体験学習できる施設が東京都内にあるので、そちらに出かけてきますとの話を聞きました。私も先日、地震防災の体験学習ができる池袋防災館を見学してきました。一日の平均来館者数が三百人程度で、年間では約七万人に及ぶとお聞きしました。個人や団体での利用に加え、外国人の来館者も多く、東日本大震災を機に防災意識の関心の高まりとともに利用者がふえており、体験学習型の防災センターのニーズが高まっていることを実感しました。

本年二月には、川越市議会公明党議員団で山形市市民防災センターを視察いたしましたので、少し紹介させていただきます。

同センターは、平成二十三年、東日本大震災の発生を機に、安全で安心なまちづくりのため山形市消防署西崎出張所に併設され、平成二十四年十月一日に開所しています。万一に備え体験学習をしてみましようという御案内で、地震や火災などの災害予防について体験を通して学び、防災・減災に役立てていただくコーナーが設けられており、私たちが消火体験、地震体験、煙体験、一一九番通報体験などを体験学習しました。

いただいた資料によりますと、同センターの利用状況につきましては、平成二十四年十月の開所から平成二十九年一月の四年余りで、来館者数の累計が個人と団体を合わせ五万一千九百四十一人となっており、団体利用では、事業所や各種団体、自治会や町内会、そして学校や保育園、幼稚園など一千四百三十二団体で三万六千五百七十二人であり、また、市外や県外からの来館者数は、外国人を含め一万三千四百九十七人とのことで、広域的な防災啓発拠点の役割も確認できました。

本消防組合において、自主防災訓練に向向している状況について事前に資料をいただきました。平成二十七年度は七十回で七千七百五人の参加、平成二十八年度は七十六回で八千三百九十一人の参加と増加しています。参加人数が増加しているとはいえ、さらなる地域住民の防災意識の普及啓発には、防災体験の多様な参加機会の拡大が望まれるのではないかなと感じております。

この二年間、幾つかの他の自治体の消防組合などを視察させていただきましたが、中核市である滋賀県大津市、また、新潟県長岡市など、人口規模では本川越地区消防組合管轄エリアと同程度の自治体において、体験学習型の防災センターが常設されており、行政や民間などと連携をして住民等の防災意識の高揚などに努められているようです。

そこで、六点目の質問ですが、現在、地域住民が気軽に利用できる体験学習型の常設された防災センターは、県内ではどこにあるのかお伺いします。

最後になりますが、先ほど紹介いたしました山形市市民防災センターには、市内の住民だけではなく、市外、県外から、そして広く外国人の方々が来館されています。先日訪れました東京の池袋防災館では、日本全国はもとより全世界から来館されています。同センターを常設している自治体では、大小の規模の違いがありますが、おのおの地域性の中で広く利用されているものと推察いたします。本川越地区消防組合の管轄エリアでは、特に川越市においては年間で平成二十八年は約七百万人の観光客が来られ、うち外国人の方は前年の約十二万人から平成二十八年は約十七万人にふえています。

そこで、七点目として、埼玉県南西部地域の中核都市である川越市及び川島町で構成する本消防組合として、地域住民はもちろんのこと、川越市や川島町を訪れた方々が気軽に利用できる体験学習型の常設された防災施設を川越地区消防組合管内に設置する必要性について、どのように考えるかお伺いをさせていただきます。

○片野広隆議長 暫時休憩いたします。

午後三時十二分 休憩

午後三時十六分 再開

○片野広隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(橋本丈夫予防課長登壇)

○橋本丈夫予防課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

平成二十九年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

住民防災意識の啓発についてでございますが、消防組合といたしましては自主防災訓練及び防火教室などの機会を捉え、防火・防災意識の啓発を図っております。災害による被害を軽減するための自助・共助・公助の役割の中で、二〇一一年三月十一日以降、特に自助・共助について説明をさせていただき、救出・救助訓練、搬送訓練などを取り入れた実技訓練を実施しております。また、川越市及び川島町との連携につきましては、川越市防災危機管理室及び川島町総務課と連携し、自主防災訓練を実施しております。

続きまして、火災予防対策の推進における学校との連携についてでございますが、児童生徒に火災予防に対する意識を持つていただくため、平成二十六年から全国火災予防運動期間中に、管内全ての小中学校へ火災予防に関する校内放送等を依頼し、実施していただいております。さらに、効果を上げるため、火災予防運動における学校内の取り組みに関するアンケートを行っております。本年度は、その結果を受けて防火教育教材として児童生徒向けの防火DVDを管内全ての小中学校へ配付し、普及啓発を図っております。

続きまして、住宅用火災警報器の未設置世帯への普及推進と設置世帯の十年間の推移についてでございますが、住宅用火災警報器の未設置世帯につきましては、街頭広報や各種イベント時にパンフレット等を配布するとともに、購入方法や取りつけ場所を直接説明しております。また、消防組合のホームページに住宅用火災警報器の販売、取りつけを実施していただいている事業所の一覧を掲載し、設置の推進に努めております。住宅用火災警報器設置世帯の十年間の推移でございますが、平成十九年度二八％、平成二十年度四一％、平成二十一年度四三％、平成二十二年年度五二％、平成二十三年度六六％、平成二十四年度七三％、平成二十五年年度七七％、平成二十六年年度七一％、平成二十七年年度八一％、平成二十八年年度七六％となっております。

続きまして、住宅用火災警報器の維持管理の促進についてでございますが、住宅用火災警報器の設置義務が始まって十年が経過していることから、電池切れや機器

が正常に作動するかを確認するため、点検、清掃などを実施していただくよう、各種イベントにおいての広報活動や消防組合のホームページへの掲載、さらにポスターを作成し推進しております。

続きまして、事業所における自主防火管理対策の支援についてでございますが、各事業所に対し防火管理新規講習会及び防火管理再講習会を毎年度開催し、防火に関する知識の向上を図るとともに、防火管理者が作成する消防計画につきましても関係者と協議し、その建物に合った計画となるよう指導させていただいております。また、訓練等に出向した際には、消火、通報、避難といった一連の指導をするともに、地震対策などのほうも実施しております。

以上でございます。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 埼玉県内において住民が気軽に利用できる体験型の常設された防災センターの設置箇所につきまして御答弁申し上げます。

埼玉県内において、住民の方が気軽に利用できる体験型の常設された防災センターの設置箇所につきましては、九カ所ございます。内訳といたしましては、埼玉県防災学習センター、さいたま市消防局、秩父市消防本部、越谷市消防本部、上尾市消防本部、戸田市消防本部、入間東部地区消防組合消防本部の各一カ所、埼玉西部消防局の二カ所でございます。

以上でございます。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 埼玉県南西部地域の中核都市である川越市及び川島町で構成する本消防組合として、地域住民等の方々が気軽に利用できる体験型の常設された防災センター施設を設置する必要性について御答弁申し上げます。

現在、住民等への防災意識等の普及啓発につきましては、地域ごとに実施する自主防災訓練で講話や簡易消火訓練等を通じ、意識や知識の向上を目指しておりますが、さらなる防災意識や知識等の向上を図るためには、体験や視覚的效果を織りま

ぜた知識等の習得が必要と考えております。また、将来発生が予想される首都直下型地震等の大規模災害の発生時には、消防力が限界に達することも想定されますので、住民等が消火、地震等の体験を通じ、自助・共助の意識の向上を図ることができると考えられております。

以上でございます。

○片野広隆議長 明ヶ戸亮太議員。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 議長より発言の許可をいただきましたので、通告をしております。表題について一般質問を申し上げます。

先ほど、中原議員の質疑の中でもドローンについて質疑、答弁がございました。質疑の御答弁をお聞きしますと、主には被災時の現場調査に非常に有効的であるというものでございましたが、私のほうの一般質問では、現場調査のみではなく物資の配送についてどのようにお考えかを中心的に伺いたいと思います。

ドローンの開発は、現在、主に産業用途とホビー用途向けに開発と販売がされており、民間では産業用に開発されたドローンを災害用途に活用する開発の取り組みが行われております。熊本地震でも見られましたとおり、大規模災害時は鉄道や道路などの陸路は寸断され、残されているのは空路のみとなります。そのような被災時を見据え、建物やインフラの被害状況の調査、孤立した地域への飲料水や医薬品などの物資配送など、有効に活用できる可能性を秘めているのがドローンの活用となります。

被災時のドローンの活用については、県内の自治体でも活用の動きが出ております。私が調べてみましたところ、秩父市では、災害時の支援に対しましてメーカーと被災地への物資配送などを想定した協定を結んだり、川口市では、ビデオカメラつきのドローンで密集地域などの狭いエリアでの火災など、進入困難な状況下で周囲を確認し、人命救助につなげることを想定した操縦訓練を開始しているそうです。

そして、さいたま市では、総務省からカメラと小型のガス探知機を搭載したドローンの貸与を受け、市街地での家屋倒壊などの被災地で有害ガスの発生の有無の確認に向けた運用を始めるなどの動きが加速しております。

自治体でのドローン活用が進む中で、私は今、まさに本組合としまして防災業務の中にその可能性を見出していく必要があるのではないかと考えます。なぜならば、三年後に迫る東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックにて競技開催予定地となっております本地区では、世界中から数多くの観光客をお迎えすることとなります。そうなれば、防災の充実というものは欠かすことができない課題ではないでしょう。か。ドローンの早期導入を図り、さまざまな場面を想定し訓練を重ね続け、二〇二〇年に向かつていくことが組合の救助力の充実に向け欠かすことができず、こうした取り組みを積極的に進めていくことが、オリンピック競技開催予定地でもある本地区が実施しなければならない施策であると考えます。

そこで、お伺いいたします。埼玉県内の他の地区の消防本部においてドローンを導入している組合が幾つあるのかお伺いいたします。

二点目に、導入をしている消防本部では、どのようにドローンを活用しているのかお伺いいたします。

被災地で必要となるのは、一秒でも早い物資の配送です。陸路が断られた際に物資配送にドローンを活用するためには、まず、物資の安定供給が求められます。

そこで、三点目にお伺いいたします。被災時に物資の安定供給を実現するためには、まず、物資の確保が必要となります。そこには民間との協力が欠かせません。そこで、地区内における民間企業のドローン導入実績について、どの程度把握しているのかお伺いいたします。

一回目の最後に、ドローンを導入する際、操縦者の育成をどのように行う必要があるとお考えかお伺いして、一回目といたします。

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 御答弁申し上げます。

県内の消防本部におけるドローンの導入実績についてでございますが、平成二十九年三月一日現在で、さいたま市消防局、川口市消防局、秩父市消防本部、埼玉東部消防組合消防局が導入しております。導入している消防本部の活用状況につきましては、さいたま市消防局、川口市消防局が運用を開始しており、防災訓練、水難救助現場等で映像伝送を実施しております。また、埼玉東部消防組合消防局は平成二十九年四月一日から、秩父市消防本部は平成二十九年十月一日から運用を開始する予定でございます。

続きまして、消防組合管内における企業の導入実績についてでございますが、消防組合管内における企業の導入につきましては、把握しておりませんが、川島町が平成二十九年度に災害時の情報収集等を目的として、導入を予定しております。

続きまして、ドローンを導入する場合、操縦者の育成はどのような技術が必要になるかについてでございますが、ドローンの操縦につきましては、特別な免許等は必要ありません。しかしながら、人口集中地区やイベント会場等の上空で飛行させるには、最低十時間以上の操縦訓練及び航空局の許可、承認が必要となります。飛行時間十分のドローンの場合、六十回以上の訓練を実施する必要があります。販売事業者等が実施するドローンの講習会のみでは、この水準に達することは難しいため、組織において計画的な訓練の実施が必要と考えております。

以上でございます。

○片野広隆議長 明ヶ戸亮太議員。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 それぞれ御答弁をいただきました。二回目の質問を申し上げます。県内では、先ほど私が事例として申し上げました三自治体のほかに、埼玉東部消防組合消防局がドローンの導入に向け準備を進めているとのこと。ほかにもさまざまな被災による救助活動を想定し、民間との連携を進めている自治体も県外になるとふえてきます。しかし、本組合はまだ検討にすら至っていないのが現状でございますが、地区内約三十七万を超える住民の生命のみならず、多くの観光客を迎

える本地区では、さらに多くの生命を守る義務が生じてまいります。だからこそさまざまな研究を重ね、先進的な救助体制の構築が必要ではないでしょうか。

二回目です。二回目の一点目に、ドローン導入の検討を行うに当たり、どのような今後情報を収集していくのかお伺いいたします。

二点目に、先ほどの御答弁で企業の導入実績については把握をしていないのとこのとでございましたが、被災時にドローンを活用し、物資の供給を実現するためにも救命備品等を取り扱う民間企業と連携すべきと考えますが、今後どのようにお考えか、お伺いをいたします。

私は、今回の一般質問を迎えるに当たりまして、ホビータイプのドローンを自分で購入してみて、少し操作をしてみました。安物でございますので、つくりが非常にシンプルなものですので、比較的操作の簡単なものではございますが、それでもなかなかすぐ、いじってみると操作はまともにすることもできないものでして、専門性の高い機種となればより高度な操作技術が求められます。被災救助力の向上を図るためには、ハード面の整備とともにソフト面の環境充実が必要であることを申し上げ、お伺いをいたします。

三点目に、一定のスペースでの操縦訓練が必要となるドローンですが、本消防組合としまして、遊休農地等の広場を活用した操縦者の育成についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

最後に、ドローンの導入に向け今後どのように検討を進めていくのかお伺いしまして、私の一般質問といたします。

(比留間富雄次長登壇)

○比留間富雄次長 御答弁申し上げます。

ドローン導入を検討していく上で、どのように情報収集をしていく必要があるかについてでございますが、導入している消防本部及び販売業者等から情報収集を進めていく必要があるというふうに考えております。

次に、ドローン活用に係る企業との連携の必要性についてでございますが、今後、

企業との連携も含め検討していきたいというふうに考えております。

次に、遊休農地等を活用した操縦者の育成についてでございますが、ドローンの訓練を実施するには人口集中地区以外の開けた土地が必要となります。当消防組合管内で自治体が管理する訓練に適した場所といたしましては、川島町にあります埼玉県中央防災基地などが該当しますが、今後導入を検討する中で遊休農地等の活用も含め、検討していきたいというふうに考えております。

次に、ドローン導入に向けてどのように検討していくかについてでございますが、当消防組合といたしましては、他市消防本部の状況とドローンの性能の向上を見据えながら、さらにドローンにかかわる各種情報を積極的に収集し、導入を検討してまいります。

以上でございます。

○片野広隆議長 以上をもって通告者の質問は終わりました。これをもって一般質問を終わります。

△閉 会

○片野広隆議長 以上をもって川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時三十六分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二 議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の



報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四 会議録署名議員について

議長指名のとおり決定した。

日程第五 監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

委員会の結果について委員長が報告した。

日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する

条例を定めることについて

原案可決

日程第九 議案第三号 平成二十八年川越地区消防組合一般会計補正予算（

第一号）

原案可決

日程第一〇 議案第四号 平成二十九年川越地区消防組合一般会計予算

原案可決

日程第一一 議案第一号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについ

て

同意

日程第一二 議案第二号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについ

て

同意

日程第一三 一般質問について

議員二人が一般質問を行った。